

行橋市職員交際費支出基準

1. 目的

この基準は、市政の発展に寄与する団体等（以下「関係団体等」という。）と市との良好な関係を維持し、円滑な市政運営に寄与するため、当該関係団体等との交際に要する経費（以下「職員交際費」という。）の支出について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象者

職員交際費の支出の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の職員とする。

- (1) 部長級の職にある者
- (2) 部次長級の職にある者
- (3) 課長級の職にある者
- (4) 課長補佐級の職にある者
- (5) 上記の者が出席できない場合にやむを得ず代理者が出席するときにおける当該代理者

3. 支出基準

職員交際費は、次の場合に支出することができる。

- (1) 関係団体等が開催する飲食を伴う総会、式典、定例的な意見交換会等に出席し、会費の徴収があるとき

4. 支出金額

金額は、案内状その他会費を確認できる書面に記載された額を支出するものとする。

5. 公表

職員交際費の支出状況について、次に掲げる事項を市ホームページに掲載して公表するものとする。公表期間は、支出した日が属する年度を含めて3か年度とする。

- (1) 日付
- (2) 内容
- (3) 対象者
- (4) 金額

6. 委任

この基準に定めるもののほか、職員交際費の支出について必要な事項は、別に定める。

7. 適用日

この基準は、令和8年4月1日以降に支出する職員交際費について適用する。